

## プロイセンにおける

### 初等教員資格制度の成立について

高岡信也

#### はじめに

一般に、教職 (Lehrerberuf) への入職の要件として一定の資質、能力等に関する規程が明示され、かつそれらの習得を示す何らかの客観的証明が教職志願者 (Schulamtskandidaten) に対して要求される<sup>(1)</sup>とき、教員資格制度の根幹はすでに成立したとみなすことができる。その際、教員資格制度の基本的な性格を決定する要因として、さしあたり次の諸点をあげることができよう。<sup>(1)</sup>

- (1) 資格付与の主体は何か
- (2) 資格付与の方式はいかなるものか
- (3) 資格の内実 (資質、能力等) はいかなるものか
- (4) 資格の時間的、空間的効力はいかなるものか

資格制度の内実を構成するこれら諸要素は、当然、国および時代によってそれぞれ固有の形態をとる。一九世紀前半という時期にほぼ時を同じくして教員資格制度を整備したヨーロッパ諸国においても、「有能な教師 (tüchtige Lehrer)」の大量の創出を、自国の公教育制

度形成のための絶対的条件をとらえた点で、各国共通の課題を確認することは可能であるが、しかし、形成された教員資格制度の内実、したがって政策遂行の過程およびその結果にあらわれた事実注目すれば、そこには、おのずから各国に固有の性格をよみとることができ<sup>(2)</sup>る。

ところで、教員資格制度は、公教育行政の一環としてそれ自体独自の制度化過程をたどるが、同時に、教員任用行政に連動する性格を有している。適正な教員数の確保を任務とする任用行政にとって一定の数の教員候補者をプールする「人的供給装置」としての教員資格制度の成立は、行政の効率的運用を可能とする。したがって、歴史的事態としての教員資格制度は、たえず教員任用行政の一貫として構想され実体化されると考えられる。

一九世紀プロイセンにおける初等教員任用制度のもっとも一般的かつ重要な特質は、教員任用制度の基礎にいわゆる直接養成方式にもとづく教員資格制度が存在する点にある。したがってここでは、教職へ

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高岡)

のリクルートが、レーラー・ゼミナール (Lehrer Seminar) と呼ばれる教師養成機関を卒業することによってのみ可能とされる「卒業資格主義」が原則とされ、教員資格制度の本質的メルクマールとみなされる。<sup>(3)</sup>

一般に、本制度の成立時期については、一八世紀後半を前史として、一九世紀初頭にもとめられる。しかし、そのような通史的理解は、資格法制、任用行政の実態等の史的事実についての十分な裏づけをもつてなされているとは言い難い。

本小論は、資格法制上最初に直接養成方式の採用を規定した、一八二六年六月一日公布の「文部大臣訓令 (Circular || Rescript von 1. Juny 1826)」以下、単に「訓令」と略記——をとりあげ、その内容について考察を加えようとするものである。

従来、わが国のプロイセンドイツ教育史研究にあつては、史的考察の対象として本訓令に言及した論稿はほとんど皆無といつてよい。<sup>(4)</sup> 研究史におけるこの状況には、当然いくつかの原因が考えられるが、十九世紀プロイセン史の動向の上で重要な点は主として次の点に存すると考えられる。すなわち、それは本訓令の発令時期が、プロイセン改革期と三月前期 (Vormärz) のはざま、いわゆる「空白の二十年」<sup>(5)</sup> に位置するという単純な史的事実にある。シュプランガー (E. Spranger) 以来、ティール (G. Thiele) を経て、メンツェ (C. Menze) に至るまで、プロイセン教育改革史研究の基本動向は、シュフェルン法案の挫折 || 廃案化 (一八一九年) をもって「上からの近代化」の終息ととらえる。こうした理解は、明示されるか否かを問わず、それに つづく二十年代、三十年代を十八世紀的絶対主義への反動的回帰の時

代と位置づける歴史把握を前提としている。<sup>(6)</sup>

しかしながら、プロイセン近代化に関する最近の動向は、とりわけ、いわゆる「構造史派」に代表されるごとく、プロイセン改革から三月前期に至る過程を改革、挫折、反動の図式によって理解することに批判的である。たとえば、コーゼレック (Reinhardt Koselleck) は、論文、「プロイセンにおける国家と社会」の中で、一八二〇〜三〇年代の立法、行政過程を検討しつつ、この時代を、改革期に指定された「近代化へのプログラムの実現の過程」として結論づけている。<sup>(7)</sup>

コーゼレックのこの指摘にしたがえば、小論がとりあげる「一八二六年訓令」は、あきらかに改革期に提出された教員資格制度構想の実体化であり、その限りにおいて、近代的教員制度の形成の起点に位置するものである。小論の課題は、そのような意味での「訓令」の内実を、事実にして明らかにしつつ、教員制度近代化の意義を検討しようとするものである。

考察の対象は、主として、①「訓令」の起草過程、②「訓令」の内容、③「訓令」の実施過程の三点である。

## 一

ところで、プロイセンにおける教員資格制度形成の端緒は、すでに十八世紀後半の教育法令にまでさかのぼって考えることができる。小論では、まずこれら諸法令にあらわれた資格制度について簡単にふれておこう。まず、法令原文を引用してみる。

「ミンデン学校令」第八条 (一七五四年)

「教師の職に欠員が生じ、朕の官吏またはパトロンが在来の慣行にしたがって、上述のごとき資質を有する三人の候補者を事務局に推薦してきた場合、先ずあらかじめ朕の尊敬する地方監督(Superintendent)あるいは監督 (Inspektor) が試験をおこない、その成績証明をこれら候補者に持参させ、その上で更に宗務評議官全員で、あるいは全宗務評議官の面前で候補者中だれが最も優秀であるかについての註考をおこなわねばならない。(後略)」

「地方学事通則」第一四条(一七六三年)

「地方においては何人も監督によって試験され、その試験において有能なことが認められ、その旨の証明書が与えられるまではキュスターまたは教師に任用されてはならない。よって説教師は、何人といえども上記の試験を受け、それに合格した旨の証明書をおらかじめ提出していない者をキュスターまたは教師として教会または学校の職につかせてはならない。朕自身に直属する王領直轄都市および王領直轄村の地方学校に関しては、朕はすでに朕のクルマルクにおいて規定を公布させておいたが、ここにこの布告によって再び厳肅に以下のごとくそれをくりかえす。すなわ、ベルリンにあるクルマルクのキュスターおよび教員養成所において一定期間在学し、そこで養蚕術ならびに有益なる三位一体教会の付属ドイツ語学校で実証されている学校の運営法を学んだ者以外は、何人も教師およびキュスターに採用してはならない。(後略)」

右の引用から明らかなように、プロイセン教員資格法制はミンデン学校令においては、選抜試験制による任用制度を採用し、地方学事通則においては、直接養成方式と資格試験制の併用をその骨子としてい

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高岡)

る。右の両規定は、いずれも、ヘッカー(J. Hecker)の起草によるものであって、彼のピエティスム的教育観においては、一定の資質、能力を有した教師の存在は、民衆教育の振興に不可欠とみなされている。

しかし、周知のように、地方学事通則の実効性はかならずしも十分ではなく、教員資格制度の基盤は、ピエティスム的な教育的情熱以外にさしせまっては存在していない。したがって、ヘッカーによって形成された理念的基礎は、一九世紀における近代国民教育形成のための社会的基盤の形成期に至るまで実現の可能性をみないのである。<sup>(10)</sup>しかし、右の資料に明らかなように、プロイセンの教員資格制度の内実は、資格試験方式から直接養成方式へ、一定の方向性を帯びて展開することに注目することができる。<sup>(11)</sup>

これ以後プロイセン教員資格制度は、一九世紀初頭に拡充されるレーラー・ゼミナルによる一元的な養成制度を中核として形成される。すなわち、「ジュフェルン教育法案」は、「教員となるべき資格は、……レーラー・ゼミナルの課程を修了することによって与えられる」と明記し、レーラー・ゼミナルを唯一の資格付与機関と規定した。<sup>(12)</sup>

しかし、「ジュフェルン法案」の廃案化の決定(一八一九年)によって、教員資格制度の一元化の課題は、二十年代にもちこされる。この課題を文部省(Ministerium der geistlichen, unterrichts und Medicinal Angelegenheit)内部において直接ひきつぐのは、初等教育、教員養成担当参事官、ベッケドルフ(Ludorf Beckedorff)である。

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高岡)

## 二

ベッケドルフは、一七七八年、ハノーヴァー(Hannover)で生まれ、イエナ大学で神学、ゲッチンゲン大学で医学の学位をそれぞれ修めている。その後、ヘッセン(Hessen)およびベルンブルク(Bernburg)において、各領邦の皇太子の家庭教師をつとめた後、一八二一年、四十三歳でプロイセン文部省に招聘されている。彼は本小論であつかう、「訓令」の起草者であり、文部大臣アルテンシュタイン(K. Altenstein)のもとで、教員養成の実質的指導者であつた。次に、「訓令」の発令に至る過程を、彼の活動を中心にみておきたい。

アルテンシュタインはベッケドルフの指導の下で展開されつゝあつた初等教員に関する諸施策において、教員資格に関する明確な法的規制を実現することは、かならずしも最初から政策プログラムに含まれてはいたわけではない。もちろん、「ジュフェルン法案」以来の、さらには、十八世紀以来の懸案であつたことは事実としても、当面の行政的課題は資格制度それ自体の整備に不可欠の、養成システム・レラー・ゼミナールの創設に向けられていた。<sup>(14)</sup>

「訓令」公布の直接的誘因は、したがって中央当局内部には厳密な意味では存在しなかつたと考えられる<sup>(15)</sup>。ツィンマーマン(W. Zimmermann)によれば、それは、地方学務当局によってベッケドルフのもとに提出された「教員任用に関する上申書」にあつたとされる<sup>(16)</sup>。この「上申書」の内容は、主に、教員の任用をめぐる地方における係争問題、具体的には、レラー・ゼミナール卒業生に対する学校設置

者および聖職者層の忌避的態度に関するものであつた。すなわち、教員任用権の実質的な担い手である、学校理事会(Schulkolegium)および、その主要なメンバーである教区牧師(Ortsgeistliche)が、空席となつた教師のポストに、レラー・ゼミナール卒業生を充当することに消極的態度を示すという事態が、問題とされている。<sup>(17)</sup>

「上申書」の見解にみられる立場は、主として次の二つに要約でき。第一は、地方行政担当者およびゼミナール校長にみられる見解であつて、彼らは、これら係争問題の解決にあつて、速やかに、レラー・ゼミナール卒業生の優先採用を規定した法的措置をとることを請願する。第二の立場は、従来、教師の養成を私的に担つてきた聖職者、現職教師、および学校設置権の実質的保有者である地方領主層に主としてみられる。彼らは、国立のレラー・ゼミナールによる教員養成の独占は、とりわけ、教会の既得権としての教員養成権の侵害であつて、任用の際に、レラー・ゼミナール卒業生を忌避し、他の適当な人物を選択することは学校設置者の固有の権利であるとする。<sup>(18)</sup>

以上要約した教員任用をめぐる対立は、一方で、教育行政をめぐる新旧二つの立場の対立であつた。同時にまた、この対立は、十九世紀初頭に、急速な学校数の増加をみるレラー・ゼミナールと、<sup>(19)</sup>その卒業生の処遇に不可欠の任用行政の法的基盤の未整備という、政策上の跛行的実態のあきらかな反映であつた。

「上申書」の件数をみると、一八二三年、八件、二四年、十三件、二五年、一八件、そして一八二六年度には、上半期だけで実に十七件にのぼつている。<sup>(20)</sup>

ベッケドルフは、このような状況の中で、一八二六年三月、アルテ

ンシュタインに対して、文部大臣訓令の形でこの事態に一定の解決策をとるべく進言し、自ら、訓令草案の検討にはいつている。<sup>(21)</sup>

ベッケドルフは、その後、ポツダム他数校のレーラー・ゼミナールの視察を行ない、視察報告書とともに、訓令草案の骨子についてアルテンシュタインに提出している。<sup>(22)</sup>その内容は次の通りである。

- ① 訓令公布の目的をレーラー・ゼミナール卒業生に、教員任用上の優先権を保障し、任用行政の適正化を図ることに置く。
  - ② しかし、現時点におけるレーラー・ゼミナール卒業生は、年間、七五〇名と算定され、新規の教員需要におよばない。このため、当面ゼミナール以外の養成形態も存続させる必要がある。
  - ③ ゼミナール以外での養成を認める場合、ゼミナール校長の管理する資格試験を実施すること。
  - ④ 教員の任用に際しては、一定の期間仮採用の方策をとること。
  - ⑤ 従来、各ゼミナールごとに学校規定 (Schulordnung) として整備されてきた卒業試験規定に、一定の大枠を設定し、統一化の方向をめざすこと。<sup>(23)</sup>
- 以上、五点が、草案の骨子であるが、これを読むかぎり、主として、地方行政担当者およびゼミナール校長の立場にはば合致しており、当然旧勢力からの反発は予想されるところであった。<sup>(24)</sup>ベッケドルフは、上記五点の骨子に次のような付帯意見を添付している。
- ① 本訓令は、あくまでも学校設置者の教員任免権を侵害するものではなく、単に、効果的かつ適正な任免権の行使をもとめるものである。
  - ② レーラー・ゼミナールの教育内容については、一般的規定を設

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について (高岡)

けず、地方の実情にあった個別的運営を継続する。

- ③ ゼミナールの校長 (Direktor) には、可能な限り聖職者をあて、ゼミナール教育に、より厳格な規律を確立する。<sup>(25)</sup>

ベッケドルフの付帯意見にみられるように、ここには明らかに、中央当局の苦悩が表明されている。公教育の国家主導性を確立する上で不可欠の任用行政の一元化はアルテンシュタインはベッケドルフ体制の共通の認識であった。問題は、このきわめてドラスティックな改革 (近代化) を遂行する上での旧勢力の反対をいかにかわしていくか、そこにベッケドルフの苦心の跡をみることがができる。彼は、付帯意見という形で、旧勢力の既得権の承認と、新たな教員資格制度への対応を求めつつ、その支持をとりつけようとするのであった。<sup>(26)</sup>

### 三

「訓令」は、一八二六年六月一日付で各州長官を通じて州学務局 (Provincial-Schulkollegium) およびさらに地方学務当局へ向けて発令された。<sup>(27)</sup>

次に、「訓令」全文の訳を掲げておく。なお使用した法令原文は、

- ① コブレンツ国立文書館 (Staatsarchiv Koblenz) 所蔵の学校関係史料に含まれる原史料 (Handschrift)<sup>(28)</sup>
- ② ベッケドルフ編『プロイセン国民学校制度年報 (Jahrbücher des preussischen Volksschul-wesens)』所収の法令原文。<sup>(29)</sup>
- ③ クーザン著『プロイセン教育視察報告 (Rapport sur l'état de l'instruction publique en Prusse.)』(ドイツ語版) 所収の

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について (高岡)

法令原文<sup>(30)</sup>

(これら三種の史料のうち最も信頼しうるものは、いうまでもなく①の原史料である。ただし若干読み取り不可能な箇所(破損等)があり②および③で補った。クーザン・レポートには若干の誤値がある。)

### 第一訓令

**第一条** 政庁 (Königl. Regierung) の監督下にある学校の教員の任用に際しては、今後、ハウプト＝ゼミナール (Haupt＝Seminar) を卒業しかつ任用資格証明書 (Zeugniß der Anstellungsfähigkeit) を有するゼミナリストン (Seminaristen) を優先的に考慮すること。また、上記有資格者の存在が確認されうる限り、他の方法で教職への準備をなした者の任用は認められない。

**第二条** 前条の規定は、原則としてゲマインデが有する教員選択権 (Wahl＝oder Präsentations＝Recht) にも適用される。

**第三条** 教職の授与権を有する私人 (Privatpersonen) に対してもゼミナリストンの優先採用が勧告される。少なくとも、能力を証明する任用資格証明書を有する者を考慮すべき義務を負うものとする。

**第四条** 任用資格の根拠となる資格試験証明書 (Prüfungszeugnis) は、いかなる場合においても、ハウプト＝ゼミナールの校長 (Direktor) および教師によって発行され、かつ、州視学官 (Provinzial＝Schulrat) によって認定されるものとする。

**第五条** 資格試験は、ハウプト＝ゼミナールに就学せざる者に対して任用資格証明書を授与するために、試験期日、方法等を公開し、かつ官報に告示されるものとする。尚、本条の規定は、本訓令第十条に準拠する。

**第六条** ハウプト＝ゼミナールに就学せざる者で資格試験の受験を希望する者は、州政府に対し、下記のを送付すること。

- (a) 健康証明書
- (b) 自筆履歴書
- (c) 教育歴 とりわけ、教職準備のために受けた教育歴に関する証明書

(d) 当該地方官庁および説教師の証明せる、品行および道徳的・宗教的特性に関する意見書

**第七条** 州政府は、前条の申し立ておよび証明書を厳格に検討し、かつ必要な場合には、上記に関する十分なる調査を行い、志願者の身体的および道徳的・宗教的特性を把握したのち、当該のハウプト＝ゼミナールに試験の実施を命ずること。

**第八条** 前条に示す試験に合格した者および任用資格を有する者の任用については、原則として一年、二年ないし三年の仮採用期間が設けられる。本期間の決定は資格試験の成績に依り、その満了時をまけて本採用とする。その際、当該人物の監督者である聖職者および学校監督 (Schulinspektor) は、その者の職務上の能力を証明する証明書を送付すること。州政府は、この願い出により、第二次試験の可否を検討し、決定する。

**第九条** 任用資格を有する教職志願者 (Schulamtskandidaten) のうち、当面、教職に従えない者は、州政府に対し、自らの滞在

地を報告し、かつ当該地域の地方監督および学校監督の監督下におかれるものとする。上記監督者は当該人物の継続教育 (Forthbildung) および品行に関する報告書を作成する。

**第十条** ゼミナールにおいて放校処分を受けた者および卒業証明書の交付を受けずに退学した者は、いかなる場合にも資格試験の受験資格を失うものとする。

## 第二訓令

**第一条** 従来、多くのゼミナールにおいて行なわれていた卒業試験は、今後、王国内のすべてのハウプトゼミナールにおいて、最終学期終了の直前に正式の卒業試験として実施される。

**第二条** 前条の試験は、ゼミナールにおいて教授せるすべての教科について実施され、すべてのゼミナール教員がこれに関与する。

また、同試験の実施においては、州学務局 (Provinzial-Schul-Collegio) より若干名の立ち会い人が派遣され、当該地域担当の視学官の関与が認められる。尚、地方監督、主任司祭およびその他聖職者の参観が許可されることもある。

**第三条** 同試験は、卒業生が在学中に習得した教授能力についても、短時間の試験授業 (Probation) をもって考查される。

**第四条** 卒業証明書の授与は、同試験の結果、および主としてゼミナールの校長ならびに全教員によって与えられる、十分考慮された信頼するに足る報告に基づいて、校長ならびに全教員によって行なわれる。卒業証明書は、州学務当局の承認を経るものとする。

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について (高岡)

**第五条** 卒業証明書に記載されるべき事項は、次のとおりとする。

第一に、ゼミナールにおける全教授科目について、それら諸教科に関する知識および、その教授能力が一定の評価規準に従って明記される。第二に、道徳的資質、品行、性格、および卒業生の将来の活動に対する期待が正確に記載される。さらに、上記の個別的评价から、教員としての資質、能力に関する全体的評価が、

「優 (Vorzüglich)」 「良 (Gut)」

「可 (Genügend)」 または、I、II、III

によって表記される。

**第六条** 卒業証明書の授与は、卒業生に対し、さしあたり三年間の任用資格を与えるものとする。本期間の満了後、第二次試験 (abernmalige Prüfung) をゼミナールにおいて行なう。ただし、卒業試験において「優」またはIの評価を与えられた者は、卒業後三年以内に公立学校教員に採用された者に限り、第二次試験を免除するものとする。他の者は仮採用とする。

**第七条** 第二次試験は、卒業試験と同じく、当該の州視学官の臨席および指導の下で、定められた日時にゼミナールにおいて行なう。

**第八条** 卒業試験が、ゼミナールにおける課程の習得の程度を考查するのに対し、第二次試験は、かつてのゼミナールの課程との直接的関連をもつものではない。本試験は、受験者が有する知識の一般的程度および教職に適合する資質の有無、とりわけ実践的力量等が考查される。

**第九条** 第二次試験の成績については、証明書が作成され、卒業証明書に添付される。本証明書には、当該人物の現在の資質が詳細

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について（高岡）

に記載されるものとする。

**第十条** 第二次試験は、ハウプトIIゼミナールに就学せざる教職志願者に対しても同様に実施される。その際、受験者は、その知的能力および実践的能力に関する詳細なる証明書を提出するものとする。

**第十一条** 知的および職業的技量に何らの進歩がみられず、かつ明らかに劣っているときみなされる教員は、長期ないし短期にわたってゼミナールに召還され、教授法履習課程 (methodologische kurasas) への参加および各教科の再履習が義務づけられる。

**第十二条** ゼミナール校長は、その職務の遂行を完全ならしむるために、毎年休暇中に州内の農村学校の調査旅行を行ない、調査結果を州政府に報告するものとする。その際、ゼミナール校長は、前項に該当する教員を指名し、召還することができる。上記調査に要する経費は、州の初等教育財政より支出されるものとする。

**第十三条** 前条に該当する調査が他州に及ぶことを考慮すれば、ゼミナールの休暇時期は各州により異なることが望ましい。これによってゼミナール間の交流をより効果的かつ円滑に行なうよう、各州学務局間の交流を期待する。

文部大臣 署名

「訓令」は、右に訳出したごとく、二種のそれぞれ性格の若干異なる内容を盛り込んだものを同時に公布する形をとっている。あえてそれらを、内容に即して性格づけをおこなうとすれば、第I訓令は、教員任用制度の原則を定めた、いわば包括的規定とみることができ、一

方、第II訓令は、教員資格取得の方法——資格試験実施規定——を定めた運用に関する規定ととらえることができる。<sup>(31)</sup>

以下、「訓令」の内容を、教員資格制度の性格を規定するいくつかの要因をとりあげ、それらの観点から整理してみよう。

① 教員資格の付与権者

資格付与権者については第I訓令第四条（以下、I—四として略記する）に明確に示され、ゼミナール校長の発行する証明書を州学務局が認定するものとされる。このことは、第一に、ゼミナール校長の権限が、単に、養成機関の長としての実質を越えて、大きな行政的権能を有することを意味する。第二に、教員資格の付与権者が、公的権限を有することは、資格それ自体の公的性質を確定する意義を有する。と同時に、公的権威の実質が州当局であるという事実は、教員資格の効力がかならずしも全国的に通用する国家資格として認定されていなければならない。<sup>(32)</sup>

② 資格付与の形態

「訓令」は、ゼミナール卒業生の優先採用を原則として強制し、直接養成方式にもとづく資格制度を形成する。（I—一、二、三）I—五に示された、検定試験の実施も、I—一後半部分によって、その補充的性質はあきらかである。「訓令」の最も重要かつ特徴的な条項はまさにこの点に存するといえよう。<sup>(33)</sup> また、ゼミナールの卒業試験が即、資格試験として位置づけられている点（II—六）は、直接養成方式のより厳密な採用を示すものである。<sup>(34)</sup>

③ 教員資格の効力

右に述べたように、いわゆる資格の空間的効力については、当該の

州 (Provinz) に限定された地方資格とみなされる。「訓令」原文には、この点に直接触れた箇所はないが、ゼミナル生の社会的・空間的な広がり、および就職先の実態を勘案しても、この時点で国家資格として流通する必要性はかならずしもないものと考えられる。<sup>35)</sup>むしろ重要な点は、ゼミナルの教育内容が、個々の学校に任意に構成されているために、全国に流通可能な資格の成立を妨げていることにある。<sup>36)</sup>

#### ④ 第二次試験

「訓令」の特徴として重要な点に、第二次試験の導入、したがって、教員試補制度の採用があげられる。(I―八、II―六)この規定は、「訓令」公布の前年(一八二五年)、ゼミナルに通告された「通達」をより厳密に規定したものである。<sup>37)</sup>二五年「通達」においては、ゼミナル卒業生に対し、就職後三年間、ゼミナルへの職務報告義務を課すという内容であり、必要に応じて、ゼミナルからの適切な指導を受けることを目的としたものであった。これに対し「訓令」は、明確に試補制度の導入を明記している。成績優秀者に対する一定の免除規定はあるものの、プロイセンにおける最初の規定として、さらに、ドイツの教師養成の原型として、本規定のもつ史的意義は大きいといえよう。

#### ⑤ 教員養成の内容

「訓令」は、教員養成の内容(カリキュラム、教育方法等)について何ら具体的規定を明示していない。わずかに、卒業試験規定として、評価の方法を示しているにすぎない。(II―五)このことは、先に述べたように、個々のゼミナルの教員養成実践が、個別の「学校規定(Schulordnung)」によっておこなわれ、「訓令」もまたこの事実を

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高岡)

追認した結果である。

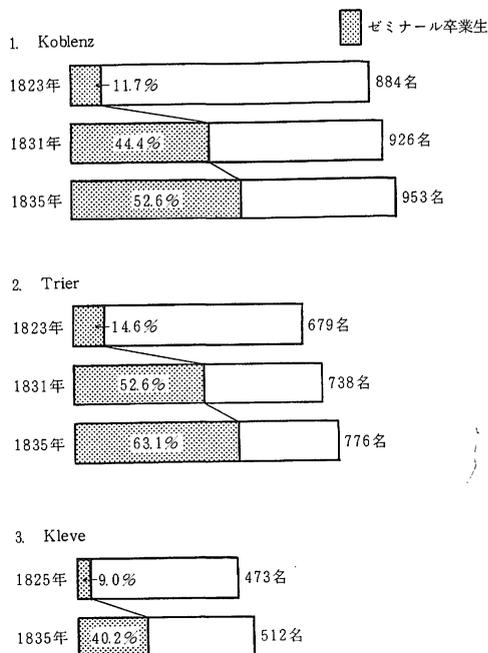
#### 四

以上述べてきたように、「訓令」は教員任用行政の法的基盤を確立し、その合理的運用を可能にした。したがって、教員資格の内実(資質、能力等)における統一性は保持しえなかったとしても、総体として、近代的性格を強くもつものであったといえよう。しかし、「訓令」のもつ近代性は、プロイセン改革のもつ理念としての「近代化」政策とは性格を異にするものであった。ベッケドルフの意図は、草案起草過程に表明されたように、従来の教員任用の際の「慣行」の廃棄にあったのではない。むしろ、「慣行」との対決を避け、教員のリクルート母体そのものを確実に掌握しようとするものであった。ここに彼の苦心のあとをみることは十分に可能であろう。<sup>38)</sup>

このような、いわばきわめて現実主義的対応は、その結果において、きわめて高い実効性を予想させるであろう。次に、その点について、事例的に検討してみよう。

「訓令」の内容からみて、その実効性如何についての検証は、新たに任用された教員の総数に対するゼミナル卒業生の比率を集計することで可能である。しかし、この調査にあたっては、かなり広範囲の地域にわたって、しかも一定の期間、とりわけ「訓令」公布以前と以後の比較を含む長期にわたる統計的処理が必要である。事実としては、そのような全国的史料は存在せず、また先行研究もとほしいのが現状である。<sup>39)</sup>

＜表Ⅰ＞ 現職教員総数に占めるゼミナール卒業生の比率 一年代別推移—



したがって、小論では、限定された地方史料を整理分析することを通して、一定の傾向を理解するにとどまらざるを得ない。さしあたり、入手しえた原史料をベースに、コブレンツ(Koblenz)、トゥリアー(Trier)、クレーヴェ(Kleve)のライン州(Rhein Provinz)内<sup>(40)</sup>三地域について分析してみる。

まず、全教員数に占めるゼミナール卒業生の比率を「訓令」公布の前後についてみておこう。(表Ⅰ参照)

コブレンツ県についてみると、二三年の総数に占めるゼミナール卒業生の比率は一一・七%(実数一〇四名)であったものが、「訓令」発令後の三一年には四四・四%(同、四一名)、三五年、五二・六%(同、五〇一名)へと急激な上昇をみている。このことは年平均三、

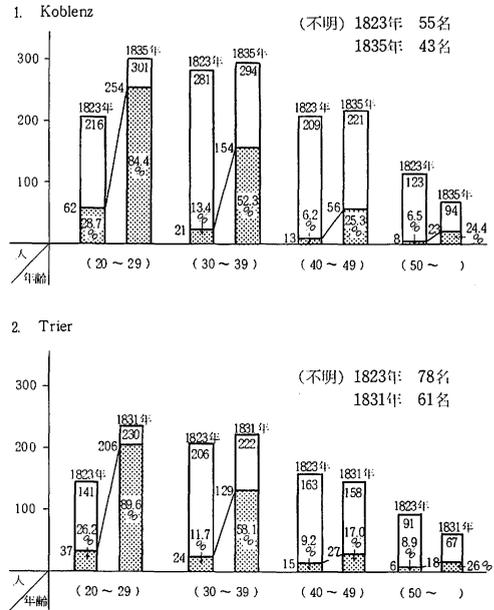
四%の増加、実数では三三名の増加を意味する。一九世紀前半のライン州内の各地域における教員の新規採用数は、タイムマーマンによれば、ほぼ四〇人程度と算定されており、<sup>(41)</sup>このことを考慮すればコブレンツにおいては、新規採用者総数に占めるゼミナール卒業生の比率は、ほぼ八〇%にのぼることが予想される。事実、二九年における新規採用教員リストによれば四八名中、三九名(八一、三%)のゼミナール卒業生が記録されている。<sup>(42)</sup>

同様の傾向は、トゥリアー県についても確認できる。この地域の年平均上昇率は、四・〇%と算定され、実数三二名程度である。ここでも、新規採用者数に占めるゼミナール卒業生の比率は、ほぼ毎年八〇%前後にのぼっていることが予想される。<sup>(43)</sup>

次に、やや角度をかえて、資格取得形態を、教員の世代別にみておこう。表Ⅱは、現職教員を世代別に分け、それぞれの年齢層におけるゼミナール卒業生の占める比率を示したものである。コブレンツについてみると、二三年から三五年にかけて各年齢層ともきわめて高い上昇率を示していることがわかる。この推移は、表Ⅰとの関係でみると、当然の結果であるが、より詳細にみれば、こうした変化は各年齢層に均質に生じているわけではない。とりわけ、二〇歳台の占有率の上昇が、五五・七%、一九二名と他の年齢層に比して圧倒的な数値を示していることに注目しなければならない。このことは、新規採用者に、二〇歳代前半の若年層が数多く含まれていることを示している。「訓令」の順守によって、ゼミナール卒業生——その大部分は二〇歳前後である——の大量の流入が生じたことを表現していると考えられる。<sup>(44)</sup>

この傾向はトゥリアーについてもほぼ同様であり、また、ラ・ヴォ

<表Ⅱ> 現職教員の世代別にみたゼミナル卒業生の比率の推移



ローパ (La Vopa) の独自の調査によっても、一八四九年、ポツダム県において、一五七八名の現職教員のうち八九五名、五七%がゼミナル卒業生によって占められているとされる。この場合、二〇歳台の教員については、実に九七%の占有率であったとされるのである。<sup>(45)</sup>

このように、「訓令」がめざした、ゼミナル卒業生による教職の独占という課題は、若干の地域についての調査でみる限り、ほぼ所期の目的を達成したと考えることができる。

一八二〇年代という時期について、教員の任用権の実質的行使者が何であったかは、一義的に答えうるような単純な問題ではない。純粹に制度的レヴェルについていえば、最下級の行政当局——村落学校理事會および都市学校委員会——であったことは確定しうるが、これら

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について (高岡)

行政当局の性格が地域的特殊性を常に反映して、決して一元的性格のものとして把握することはできないであろう。コーゼレックがいうように、学校行政は、「末だ国家の行政行為のカテゴリーではなく、領主権の枠内にとどまっていた」のである。<sup>(46)</sup>

むすびにかえて

以上、小論では、一八二六年六月一日付文部大臣訓令の内容の紹介を中心に、その起草過程、および実効性の実態を、できうる限り、事実にしてあきらかにしてきた。最後に、これら史的事実をふまえた上で、「訓令」の歴史的意味を、主として一九世紀プロイセン初等教員史の観点から整理してむすびにかえたい。まず、その前に、考察の前提的条件として重要な、「訓令」が公布された、一八二〇年代に関する歴史評価の問題について。このことは、小論でもたびたび触れてきたが、要するに、プロイセン改革以後三月前期に至る時期をどのように理解するかにかかわる問題であって、さらに十分な検討を必要とするであろう。ただ、仮説的に提示しようとすれば、「ジュフェルン法案」挫折後の教育状況を、「空白の二十年」ととらえ、教育政策の反動化をもって評価することは事実関係を追う上で十分な観点とはいえないのではないか。むしろそうではなくて、プロイセン改革の継承、展開とみる把握のし方に、一定の成果が期待できるものと思われる。す

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高岡)

なわち、プロイセン改革によって提示された、「理念としての近代化」がプロイセン固有の社会状況との葛藤の中で徐々に解体され、同時に適合する過程を二〇年代ととらえるならば、「訓令」は、まさにそのような過程の産物に他ならない。すなわちプロイセン型近代社会形成の教育史における一つの表現形態であったといっても過言ではない。

「訓令」のトータルな史的評価を右のごとく概括するならば、十九世紀プロイセン初等教員史における「訓令」の意義は次の二点で重要である。

第一点、「訓令」と近代的教育の形成の関係について。「訓令」の実施過程にあきらかなように、「訓令」の公布は、ゼミナール卒業生の教職独占の画期となったが、このことは、共通の養成課程を経た、同質の職業集団としての近代的教職集団の形成に不可欠の要素であった。教職集団の形成は、プロイセンが他の欧米諸国に先がけて近代的国民教育制度を成立させることに成功した最も重要な要因であった。しかし同時にまた、そのことは、プロイセン初等教員の十九世紀における社会的位置を固定化する端緒ともなった。すなわち、初等教育とゼミナールの「同系繁殖」<sup>(48)</sup>の構造は、「訓令」によって一定の社会的認知を獲得する。国立の教員養成機関の設立と教職へのリクルートの保証は、確かに、教職の専門性を高め、これを制度化する。問題は、教職の専門性を内実としてどのようにとらえるかであったが、「訓令」は、この点についての判断を避けたと考えられる。さらにいえば、教職の現状を多くの点で追認し、固定化する方向を選択したということもできよう。プロイセン初等教員は、その出発点において、同時代の社会的通念において通用するだけの専門職性を享受したとは言い難いので

ある。<sup>(49)</sup>

第二に、そのことと密接に関連する問題として、教員統制の側面に注目しておく必要がある。「訓令」にあきらかなように、教員資格付与方式の一元化は、かならずしも養成課程の一元化を伴っていない。このことは、ゼミナールにおける教育内容が学校ごとに多様化する可能性を示唆するものであった。しかしその後の史的展開は、むしろ内容の低いレヴェルでの統制へとすみ、各ゼミナール独自の発展を阻害する方向へとむかっていく。周知の、ゼミナール校長会議における国王訓辞および「シュテイル三條令」<sup>(50)</sup>の公布にみられる教員養成内容の極端なまでの低レヴェル化に示されるように、教員統制の端緒は、ゼミナールにおける教員養成の統制によって効率的に逐行されるのである。<sup>(51)</sup>その意味で「訓令」の公布は、その当時にあつては十分に意識されてはいないにせよ、ゼミナールにおける養成課程に対する統制力について、ほぼ全面的に中央当局のフリーハンドを形成せしめたといえよう。

以上、「訓令」の史的意義について整理した。いずれにせよ、「訓令」の公布が、プロイセンにおける初等教員の職業集団としての形成をうながす、一つの史的起点となったことは事実である。「訓令」のもつ意義と限界は、それぞれ、その後の教員史に何らかの影を落とすことになる。今後の検討課題としたい。

- (1) 教員資格制度分析の視点については、さしあたり次のもの参照。中島太郎編『教員養成の研究』第一法規、一九六一年所収の中島論文(序章)。  
 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、一九七一年。
- (2) 中島太郎編 前掲書。
- (3) 平塚益徳編『世界の教師』茗ようせい、一九七二年所収の森隆夫論文参照。
- (4) わずかに次のものに若干の記述がみいだせる。  
 梅根悟『近代国家と民衆教育』誠文堂新光社、一九六七年、二二一ページ。  
 辻信吉編『教職——その歴史と展望』茗ようせい、一九七七年所収の対馬論文。
- (5) 梅根悟、同書、二〇七ページ。
- (6) 同書、二〇四—二二一ページ。E. Spranger, *Wilhelm von Humboldt und die Reform des Bildungswesens*, Unveränderte Neuausgabe, mit Nachträgen Tübingen 1960.  
 G. Thiele, *Die Organisation des Volksschul- und Seminarwesens in Preußen 1809—1819*, Leipzig 1912.  
 C. Menze, *Die Bildungsreform Wilhelm von Humboldts*, Hannover 1975.
- (7) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen 1815—1848*, in: *Moderne deutschen Sozialgeschichte* 1966. (邦訳「プロイセンにおける国家と社会」『近代社会と近代国家』岩波書店、一九八二年所収)。  
 梅根悟、前掲書、八二—八三ページ。  
 同書、一〇七ページ。
- (8) K. Fischer, *Geschichte des deutschen Volksschullehrerstandes*, *Proyassen*における初等教員資格制度の成立について(高岡)
- (9) Bd. 1, Hannover 1898, Ss. 291—318.
- (10) A. Combe, *Krisen im Lehrberuf: Eine strukturelle-sozialgeschichtliche Deutung von aktuellen Handlungsproblemen*, Benheim 1979, S. 7f.
- (11) G. Thiele, *Süverns Unterrichtsgesetzentwurf vom 1819*, Leipzig, 1912, S.
- (12) ベッケホルフの略歴については、次のものを参照。 *Allgemeine Deutsche Biographie* Bd. 1, Ss. 152—179, K. Schmid, *Geschichte der Erziehung* Bd. 3 Stuttgart 1890, S. 155ff.
- (13) W. Zimmermann, *Die Anfänge der Aufbau des Lehrerbildungs- und Volksschulwesens am Rhein*, Bd. 3, Köln 1963, S. 172.
- (14) *Ibid.*, S. 173f.
- (15) *Ibid.*, S. 174.
- (16) 「上申書」の原史料は、コロンブス国立文書館所蔵の学校制度関係史料集に、保存されている。小論ではこれらの史料に直接あたって内容を整理した。Vgl. *Acten des Staatsarchivs Koblenz*; Akten Nr. 1, C. Ss. 12960—12988.
- (17) 「上申書」の立場は、親ゼンナル派対反ゼンナル派に分類する。特に二校一で前者の方に片寄る傾向がある。
- (18) ベラー・ゼンナルの学校数の増加の状況は次の通りである。  
 一八一〇年……十三校(全学校数、以下同)。  
 一八一五年……十五校  
 一八二〇年……二十四校  
 一八二五年……二十六校
- (19) L. Beckedorff, *Jahrbücher des Preussischen Volksschulwesens*, Bd. 4, Berlin 1826, S. 129f.
- (20) W. Zimmermann, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 173.
- (21) *Ibid.*, S. 174.
- (22) K. Schmid, *a. a. O.* Bd. 3, S. 181.

プロイセンにおける初等教員資格制度の成立について(高橋)

- (23) 訓令草案の現物はすでに存在しないが、その骨子は次のものに転載されている。Vgl. L. Beckedorff, *a. a. O.* Bd. 4, S. 133ff.
- (24) *Ibid.*, S. 134.
- (25) *Ibid.*, S. 135.
- (26) W. Zimmermann, *a. a. O.*, S. 175.
- (27) *Ibid.*, S. 172.
- (28) 本邦では、プロヴィンツ各州に配付された「訓令」の現物は、*a. a. O.* Aktien des Staatsarchivs Koblenz; Aktien Nr. 1, D. Ss. 374—378.
- (29) L. Beckedorff, *a. a. O.* Bd. 4, Ss. 154—162.
- (30) V. Cousin, *Rapport sur l'état de l'instruction publique en Prusse*, 1831, übersetzt von Kröger, J. G. Altna 1832, Ss. 215—223.
- (31) *Ibid.*, S. 215. W. Zimmermann, *a. a. O.*, S. 172.
- (32) 「訓令」中の点について厳密な規定をしていない。ただ、実態としては、レーラー・ゼミナールの教育内容に地域間に多様な格差があったこと、およびゼミナール生の出身地が、ほぼ当該のゼミナール所在地(州)内に限定されかつ就職地についても同様であることから、卒業資格の普通化の必要は、十分に認識されていたものと考えられる。
- (33) W. Zimmermann, *a. a. O.*, S. 172.
- (34) *Ibid.*, S. 171.
- (35) *Ibid.*, S. 172.
- (36) *Ibid.*, S. 172.
- (37) 「通達」については、次のものに原史料が存在する。  
*Geheimes Staatsarchiv, Berlin Dahlem; Pr. Br. Rep. 2 Regierung Potsdam, 2 Abt., Aktien Nr. 3842.* 本史料は「ポツダム・ゼミナール(Potsdam Lehrerseminar)に送付された「通達」である。
- (38) L. Beckedorff, *a. a. O.* Bd. 6, S. 53ff.
- (39) 先行研究については、やはりあたり次のものを参照。  
 A. J. La Vopa, *Prussian Schoolteachers: Profession and Office 1763—1848*. North Carolina 1980.  
 これら三地域の分析に使用したのは、次に掲げる史料集成に収録された現職教員リヌムド及び Handschrift である。  
*Akten des Staatsarchiv Koblenz; Aktien Nr. 1, C. Ss. 12853—12860, Aktien Nr. 68, Ss. 106—121, Ss. 135—141*
- (40) W. Zimmermann; *a. a. O.*, S. 120ff.
- (41) *Akten des Staatsarchiv Koblenz; Aktien Nr. 1, D. S. 109f.* 新採用リヌムドについては、この年のものしかなく、この点については、なかつた。
- (42) W. Zimmermann, *a. a. O.*, S. 145.
- (43) La. Vopa, *a. a. O.*, S. 85f.
- (44) *Ibid.*, Ss. 106—109.
- (45) R. Koselleck, *a. a. O.* 邦訳四五〇ページ参照。
- (46) ここでプロイセン固有の社会状況とは、いうまでもなく、封建遺制の残存する、グーツヘルツ農民関係に代表される前近代的社会構造を指す。同書 四五〇ページ以下。
- (47) 拙稿「一九世紀前半のプロイセンにおける初等教員の形成過程に関する考察」『広島大学教育学部紀要』第一部 第三十号一九八一年参照。
- (48) 同論文参照。
- (49) 梅根梧、前掲書 二六〇ページ。
- (50) Vgl. A. J. La Vopa, *a. a. O.*, Chap. IV.
- (51) (島根大学教育学部 教育学研究室)